

[事案 2022-340] 契約解除取消請求

・令和 5 年 9 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が一部解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病および変形性膝関節症で入院したため、令和 4 年 7 月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が一部解除されたが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 申込時、募集人に対して、左側変形性膝関節症の手術をしておりリハビリ中であること、糖尿病で内科に毎月採血に行き投薬中であることなど全て告知した。
- (2) 保険会社は、令和 2 年 6 月に糖尿病で入院した事実を告知義務違反の理由の一つに挙げるが、この入院は変形性膝関節症の手術のための予備入院（検査）であり、糖尿病に関して、通常の生活ではこれ以上の治療の必要はなかったことが、医師の診断書にも書かれている。
- (3) 告知時点では、医師から、右膝関節の手術は「コロナや手術の順番等もあるので予約はしておいて欲しい、予定日はいつか分からない」との説明を受けており、手術の予定があったわけではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知手続にあたり、パンフレット裏に記載の告知事項を 1 項目ずつ確認し、その後タブレット端末に表示される告知画面上で再度 1 項目ずつ確認しながら申立人に入力・自署してもらった。
- (2) タブレット端末入力後には、TV 電話の方法で本社オペレーターによる告知内容の確認も実施し、合計 3 回ほど告知事項を確認したが、申立人は、いずれの確認においても、すべて該当しないと答えた。
- (3) 支払確認を実施したところ、申立人が糖尿病で入院し、糖尿病で病院を受診していることが判明し、これは告知事項に該当するが、このことに関する告知はなかった。また、申立人は、令和 3 年 12 月に変形性膝関節症で受診した際、医師より「左膝と同じ手術をします」との説明を受けていたことが判明し、これは告知事項に該当するが、このことに関する告知もなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。